

建設工事競争入札参加資格の
登録をされている皆様 及び 登録を希望する皆様へ

平成 28 年 3 月
大 阪 府

建設工事競争入札参加資格登録の工事種別（解体工事）の追加について

平成 28 年 6 月 1 日に建設業法が改正され、建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設されることに伴い、建設工事競争入札参加資格登録の工事種別に「解体工事」を追加し、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

記

1. 解体工事の追加及び登録申請の受付開始日

平成 28 年 6 月 1 日

2. 解体工事の登録申請の手続き

【登録申請を行うことができる方】

解体工事の登録を申請できる方は、解体工事業について「建設業許可」(営業所で契約する場合は、当該営業所での許可)を取得し、解体工事業について「経営事項審査」を受けている方に限ります。

【登録申請方法】

大阪府電子申請システムの業種追加申請（入札参加資格を登録済みの方）又は 新規申請（入札参加資格が未登録の方）から「解体工事」について電子申請を行い、申請に必要な添付書類を大阪府に送付（持参）してください。

詳細は、大阪府電子調達（電子入札）システムホームページ（[【建設工事等】入札参加資格審査申請及び登録](#)）をご確認ください。

3. 改正法の経過措置期間中の入札参加資格の取り扱い

改正法の経過措置により、改正法施行日（平成 28 年 6 月 1 日）時点で「とび・土工・コンクリート工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能であり、大阪府の発注においても、改正法の経過措置期間中（平成 31 年 5 月まで）は、「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格登録があれば、「解体工事」の登録がなくても、解体工事の入札に参加することが可能です。（ただし、改正法施行日（平成 28 年 6 月 1 日）時点で「とび・土工・コンクリート工事業」の建設業許可を受けている場合に限りです。）

